

中原区宮内一丁目の都市計画道路宮内新横浜線予定地（自動車駐車場）

入札占用指針

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとしています。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

2 概要

(1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

(2) 道路の占用の場所

ア 所在地 川崎市中原区宮内一丁目1237-36他

イ 占用面積 670㎡（別紙「物件明細」参照）

(3) 道路の占用の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（最長）

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行ってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

ア 防災に関する取組

- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組

(5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。

(6) 占用料の額の最低額

500円（ひと月、1㎡ 当たり）

川崎市道路占用料徴収条例（令和3年4月1日施行）別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間
500円／月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする

(7) 当該地に隣接する1237-47、1237-52の一部（計19㎡）については市有地（普通財産）で未利用であることから占用決定者に随意の貸付が可能です。この普通財産の貸付をご希望の場合は、貸付料等の貸付条件について道路整備課に直接お問い合わせ頂き、一体利用を想定した占用計画をご提出ください。

3 占用入札参加資格

(1) 4 に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること
※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が以下のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

コ その者に道路を占有させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占有に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占有計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはご遠慮ください。

4 入札占有計画の作成等

(1) 入札占有計画の作成要領

様式1～5（A4判）により、作成してください。提出された入札占有計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占有許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占有計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占有指針において示した事項以外の内容を含む入札占有計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占有計画 (様式1-1)	① 「占有計画期間」の欄には、本入札占有指針に定められた認定の有効期間内において占有を希望する期間を記載してください。 ② 「占有の期間」の欄には、①の期間に合わせて占有の開始日、占有の終了日を記載するとともに、1年ごとに占有許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等 (様式1-2)	道路を占有する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法 (様式1-3)	道路占有に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載してください。 ② 占有の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法等を1つ以上記載してください。) ・ 防災に関する取組 ・ 環境配慮に関する取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働に関する取組 ・地域の課題を解決する取組 <p>④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。</p>
法人概要 (様式3-1) 役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。 なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用予定者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負予定業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占用計画（様式1～5）の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和6年1月9日 午後5時まで（必着）

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部（紙）

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル（ファイル形式：.pdf）を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書（様式6）を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 入札占用指針に関する質問書の提出期間

令和5年12月18日午前8時30分～令和6年2月7日午後5時（必着）

（入札占用計画の作成に関する質問は、令和5年12月27日まで）

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時までにお越しくください。（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書（様式7）に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知日時

令和6年1月26日に郵送またはEメールにて通知

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和6年1月30日午後5時（必着）

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時までにお越しくください。（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書（様式8）を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書（様式8）を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

（ア）下記ウへ持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知（写し）と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状（様式9）を提出してください。

イ 提出期限

令和6年2月22日午後5時まで（必着）

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

ア 日時

令和6年2月27日 午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階 1702会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせの場合には、委任状（様式9）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です（占用を希望する期間の合計額ではありません）。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額を通知します。また、市HPに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合や落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計

画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階
川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

(2) 認定入札占用計画の変更

占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占用物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求められます。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占用許可

(1) 占用許可申請手続

認定入札占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階
川崎市建設緑政局 道路管理部 路政課 占用係

イ 申請書類

(ア) 道路占用許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知(写し)

(エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者（以下「占有者」という。）は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占有物件及び占有場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。

(イ) 占有者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は占有者の負担においてこれを行うことができるものとし、この場合において、占有者は何ら異議を申し立てることができません。

イ 用途指定

占有者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

(ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

(イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。

(ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

(オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築すること。

(カ) 自動販売機を設置すること。

(キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。

(ク) 第三者にアからキの用途で使用させること。

ウ 権利譲渡、負担等

(ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人（※）は、被承継

人が有していた占有許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占有に関する権利を譲渡し、又は占有区域若しくは占有物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更（組織の代表者の変更等）や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化（倒産等）が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併の場合）、合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）などをいいます。

(イ) 占有者は、占有物件の設置又は占有物件及び占有場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。

(ウ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。

(エ) 占有許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占有物件及び占有場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします（有益費等の請求権の放棄）。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとします。（有益費等の請求権の放棄）

(オ) 本市は、入札占有計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込みと異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。

(カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。

(キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占有者の負担になります。占有者は、占有許可を受けた物件（以下「占有物件」という。）及び占有許可を受けた場所（以下「占有場所」という。）の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占有物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。

(ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。

(ケ) 必要な関係法令等（適用される地域のルール等を含む）及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。

※ 別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。

(コ) 占有期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

エ 占有許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとします。

(ア) 占有者が許可条件に違反したとき

(イ) 本市において占用場所を必要とするとき

(ウ) 「入札占用計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

オ 占有者の協力

(ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占有区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

(イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。

(ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めてください。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報告を行ってください。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力してください。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応してください。

(3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占有を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占用規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

(4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占用計画に記載された期間の占有月数及び占有面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収します。

ウ 占有料の支払いは、占有を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占有料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占有開始又は終了の場合は、同年度の占有料は月額とします。

オ 既納の占有料は還付しません。ただし、市長が占有の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法

によるものとしします。

- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。
- (8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとししないでください。
- (9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。
- (10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。
- (11) 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとしします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

担当 山崎、齋藤

電話 044-200-2742

Eメール 53douro@city.kawasaki.jp

物件明細(利用計画)

		物件番号	(2)
1 計画地の概要	ア 区分 道路予定地 (都市計画道路宮内新横浜線 宮内工区)		
	イ 所在 川崎市中原区宮内一丁目1237-36他		
	ウ 面積 670㎡		
	エ 立地(交通) JR南武線「武蔵新城」駅から北へ約1,300m		
	オ 都市計画等 用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200%		
	カ 接道 西側：市道宮内17号線、幅員(歩道無)約5メートル、 北側：市道宮内109号線、幅員(歩道無)約5メートル、 東側：市道宮内110号線、幅員(歩道無)約5メートル、 舗装有		
2 最低占用額	500円/月・㎡ ※占用料徴収条例改正の場合は改正後の額		
3 用途	自動車駐車場の利用を想定しています。 ※建築確認申請を必要とする建築物は不可		
4 占用期間	令和6年4月1日(許可日)から令和8年3月31日まで(最長)		
5 留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 占用箇所の維持保全に必要な経費のほか、占用物件の設置費や付帯する電気料等は占用者が負担してください。・ 占用箇所の維持保全や占用物件の設置、維持保全に関する隣接者との調整は占有者が行ってください。・ 舗装等の工事を行う際は道水路境界標等の保全に留意してください。・ 「宮内新横浜線の工事等着手までの暫定利用です」といった看板(A1サイズ以上)を設置してください。・ 広告物は自家用の物のみ設置できますが、設置する場合は川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を占有者が別途負担してください。		
6 その他条件	<ul style="list-style-type: none">・ 占用範囲は当初の単管柵内としてください。・ 歩行者への注意喚起、交通ルールの徹底について、利用者へ周知するよう対策を講じてください。 <p>※当該地に隣接する1237-47、1237-52の一部(計19㎡)については市有地(普通財産)で未利用であることから占用決定者に随意の貸付が可能です。この普通財産の貸付をご希望の場合は、貸付料等の貸付条件について道路整備課に直接お問い合わせ頂き、一体利用を想定した占用計画をご提出ください。</p>		

